

介護老人保健施設入所利用約款

(約款の目的)

第1条 老人保健施設ふれんず（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、令和6年8月1日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人及び連帯保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 当施設は本約款、別紙1、別紙2、別紙3の部分に変更が有った場合、変更の差し替えを行い、差し替えの同意を頂く事で前同意書を有効とする事とします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号に要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てる事ができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責務を負います。

3 身元引受人は、前項の責任の他、次の号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行する様に協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引き取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。但し、遺体の引取りについて、身元引受人と別に祭祀主権者がいる場合、当施設は祭祀主権者に引取って頂く事が出来ます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他入所者に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対して、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることが出来ます。但し第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときには、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。但し利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
 - ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず20日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てる事を求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てる事が出来ない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者、身元引受人及び保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者、身元引受人及び保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を当月中に支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者、身元引受人又は保証人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収の上、これに応じます。
- 3 当施設は身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めた時は、閲覧、謄写を必要と

する事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収の上これに応じます。但し利用者が反対する意思を示した場合には、その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は閲覧、謄写に応じない事が出来ます。

- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求する為に必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めた時は、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反する恐れがあると当施設が認める場合は閲覧、謄写に応じない事が出来ます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、切迫性、非代替性、一時性を検討したうえで施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。当施設では、身体拘束廃止に向けた取組みを身体拘束廃止委員会を中心に行います。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医

療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人及び利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当者に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。なお、当施設は、別紙1に記載する社会福祉施設総合損害補償に加入しています。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

老人保健施設ふれんず入所重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

事業所名称	老人保健施設ふれんず
介護保険指定事業所番号	3550880029
開設年月日	平成10年7月1日
管理者名	森脇 征子
事業所所在地	山口県岩国市今津町一丁目11-23
連絡先	電話番号 0827-21-5150 ファックス番号 0827-21-5133

(2) 事業の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、介護予防短期入所療養介護や短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーションや通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

(3) 運営の方針

包括的ケアサービス	私達は、ご利用者様の意思を尊重し、望ましい在宅または施設生活が過ごせるようチームケアで支援いたします。利用者様おひとりおひとりに応じた目標と支援計画を作成し、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供いたします。
リハビリテーション	私達は、ご利用者様の体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など、生活機能向上を目的に、集中的な維持期リハビリテーションを提供いたします。
在宅復帰	私達は、脳卒中後遺症、廃用症候群、認知症等によるご利用者様それぞれの状態像に応じて、他職種からなるチームケアを行い、早期の在宅復帰に努めます。
在宅生活支援	私達は、ご利用者様が自立した在宅生活を継続できるよう介護予防に努め、入所や短期入所、通所や訪問介護、在宅支援などのサービスを提供するとともに、他サービス機関と連携して総合的に支援し、ご家族様の負担軽減に努めます。
地域に根ざしたサービス	私達は、ご家族様や地域の皆様と交流し、情報提供を行い、さまざまなケアの相談に対応いたします。市町村自治体や各種事業所、保健・医療・福祉機関などと連携し、地域と一体となったケアを積極的に担います。また、評価・情報公開を積極的に行い、サービスの向上に努めます。

(4) 事業所の職員体制

職 種	員 数	業 務 内 容
医 師	1人以上	管理業務及び診療業務を行う。
薬 剤 師	1人以上	調剤業務を行う。
看 護 職 員	4人以上	看護業務を行う。
介 護 職 員	13人以上	医学的管理下にて介護業務を行う。
支 援 相 談 員	1人以上	利用者又はその家族の相談に応じ、助言その他援助を行う。
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士	1人以上	リハビリテーションの実施、またその指導を行う
栄 養 士 管 理 栄 養 士	1人以上	栄養その他を考慮し、献立の作成及び調理を行う。
介 護 支 援 専 門 員	1人以上	施設サービス計画の作成を行う。
事 務 職 員	1人以上	事務業務を行う。

(5) 入所定員等

定員 50名

(療養室 個室8室、2人室1室、4人室10室)

2 サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 7時30分～
昼食 12時00分～
夕食 18時00分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。
入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体
の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ 洗濯サービス（希望者のみ）
- ⑪ 理美容サービス(希望者のみ)
- ⑫ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、ご相談ください。

3 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようになっています。

医療機関名	所在地	電話番号
岩国市医療センター医師会病院	岩国市室の木町三丁目 6-12	0827-21-3211
千鳥が丘病院	岩国市由宇町千鳥ヶ丘一丁目 1-1	0827-63-0231
リフレ前田病院	岩国市玖珂町 1887	0827-82-3521
もりわき歯科クリニック	岩国市山手町一丁目 16-11	0827-29-2677
三吉歯科医院	岩国市今津町一丁目 6-17	0827-23-1809

◇緊急時の連絡先

「緊急連絡先一覧表」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4 施設利用に当たっての留意事項

- 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- 面会は、基本的に自由ですが、7:00～20:00の時間帯でお願いします。ただし、感染症拡大対策の措置として、面会や外出・外泊を一時的に制限することがあります。
- 外泊時等の施設外での受診は、基本的には出来ません。緊急の体調不良時には、ご連絡ください。
- 飲酒は禁止とします。
- マッチ・ライター類の持ち込みは禁止とします。
- 設備・備品の利用は、施設職員の許可を得て使用することとします。
- 所持品・備品等の持ち込みの際は、それぞれに名前を明記することとします。
- 金銭・貴重品の管理は、制限させていただく場合があります。
- ペットの持ち込みは、禁止とします。
- 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止とします。
- 他利用者への迷惑行為は禁止とします。

5 非常防災対策

防火設備	スプリンクラー、消火器、消火栓、煙感知器、報知器
防火訓練	年2回以上実施（うち1回は夜間想定訓練）
風水害対策	防災対策委員会設置により、市役所担当課・地元自治会と情報交換を行い、相互協力して対応する。

6 虐待の防止のための措置

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

実施内容	① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。 ② 虐待防止のための指針を整備しています。 ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
虐待防止に関する担当者	総務部長

7 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口	担当 植野 田中 河野 所在地 岩国市今津町一丁目 11-23 電話番号 0827-21-5150
【岩国市の窓口】 ①岩国市福祉部福祉政策課指導監査室 (基準違反に関するもの) ②岩国市高齢者支援課(上記以外のもの)	所在地 岩国市今津町一丁目 14-51 ①電話番号 0827-29-5072 ②電話番号 0827-29-2511
【公的団体の窓口】 山口県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 山口市朝田 1980-7 電話番号 083-995-1010

8 加入保険

介護老人保健施設総合補償制度 (<http://www.roken.co.jp>)

9 その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意していますので、ご請求ください。

<別紙2>

介護保健施設サービスについて
(令和6年8月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

医 療	介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。
リハビリテーション	心身機能の維持向上及び在宅復帰を目指したリハビリテーションを提供します。
栄養管理	心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。
生活サービス	当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう生活支援します。

3. 利用料金

(1) 基本料金 (要介護認定による要介護度及び在宅復帰・在宅療養支援機能の区分によって利用料が異なります。)

【1日あたりの基本料金】

		算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①施設サービス費 (1割負担額)	基本型	多床室	793円	843円	908円	961円	1,012円
		個室	717円	763円	828円	883円	932円
	強化型	多床室	871円	947円	1,014円	1,072円	1,125円
		個室	788円	863円	928円	985円	1,040円
②施設サービス費 既定加算 (1割負担額)	夜勤職員配置 加算	夜勤職員を利用者数20名又はその端数を増すごとに1名以上、かつ2名を超えて配置している 24円/日					
	サービス提供体制 強化加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	介護福祉士、常勤職員、規定年数以上勤続職員の割合が要件を満たしている場合(※1) (Ⅰ)22円/日で試算 (Ⅱ)18円/日 (Ⅲ)6円/日					
		負担段階	負担額				
③食費 負担限度額	第1段階		300円				
	第2段階		390円				
	第3段階-①		650円				
	第3段階-②		1,360円				
	第4段階		1,900円				
④居住費 負担限度額	多床室	第1段階	0円				
		第2段階	430円				
		第3段階-①	430円				
		第3段階-②	430円				
		第4段階	560円				

個室	第1段階	550 円
	第2段階	550 円
	第3段階-①	1,370 円
	第3段階-②	1,370 円
	第4段階	1,728 円

※1 サービス提供体制強化加算の要件 (I) 介護職員のうち介護福祉士 80%以上又は勤続 10 年以上介護福祉士 35%以上 (II) 介護職員のうち介護福祉士 60%以上 (III) 介護職員のうち介護福祉士 50%以上、看護・介護職員のうち常勤職員 75%以上、直接サービス提供する職員のうち勤続 7 年以上 30%以上のいずれかに該当

【月額基本料金】 ①+②+③+④ ※30 日当たり ※各種加算は含みません

		負担段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本型	多床室	第1段階	34,170 円	35,670 円	37,620 円	39,210 円	40,740 円
		第2段階	49,770 円	51,270 円	53,220 円	54,810 円	56,340 円
		第3段階-①	57,570 円	59,070 円	61,020 円	62,610 円	64,140 円
		第3段階-②	78,870 円	80,370 円	82,320 円	83,910 円	85,440 円
		第4段階(1割負担)	98,970 円	100,470 円	102,420 円	104,010 円	105,540 円
		第4段階(2割負担)	124,140 円	127,140 円	131,040 円	134,220 円	137,280 円
		第4段階(3割負担)	149,310 円	153,810 円	159,660 円	164,430 円	169,020 円
	個室	第1段階	48,390 円	49,770 円	51,720 円	53,370 円	54,840 円
		第2段階	51,090 円	52,470 円	54,420 円	56,070 円	57,540 円
		第3段階-①	83,490 円	84,870 円	86,820 円	88,470 円	89,940 円
		第3段階-②	104,790 円	106,170 円	108,120 円	109,770 円	111,240 円
		第4段階(1割負担)	131,730 円	133,110 円	135,060 円	136,710 円	138,180 円
		第4段階(2割負担)	154,620 円	157,380 円	161,280 円	164,580 円	167,520 円
		第4段階(3割負担)	177,510 円	181,650 円	187,500 円	192,450 円	196,860 円
強化型	多床室	第1段階	36,510 円	38,790 円	40,800 円	42,540 円	44,130 円
		第2段階	52,110 円	54,390 円	56,400 円	58,140 円	59,730 円
		第3段階-①	59,910 円	62,190 円	64,200 円	65,940 円	67,530 円
		第3段階-②	81,210 円	83,490 円	85,500 円	87,240 円	88,830 円
		第4段階(1割負担)	101,310 円	103,590 円	105,600 円	107,340 円	108,930 円
		第4段階(2割負担)	128,820 円	133,380 円	137,400 円	140,880 円	144,060 円
		第4段階(3割負担)	156,330 円	163,170 円	169,200 円	174,420 円	179,190 円
	個室	第1段階	50,520 円	52,770 円	54,720 円	56,430 円	58,080 円
		第2段階	53,220 円	55,470 円	57,420 円	59,130 円	60,780 円
		第3段階-①	85,620 円	87,870 円	89,820 円	91,530 円	93,180 円
		第3段階-②	106,920 円	109,170 円	111,120 円	112,830 円	114,480 円
		第4段階(1割負担)	133,860 円	136,110 円	138,060 円	139,770 円	141,420 円
		第4段階(2割負担)	158,880 円	163,380 円	167,280 円	170,700 円	174,000 円
		第4段階(3割負担)	183,900 円	190,650 円	196,500 円	201,630 円	206,580 円

(2) 加算料金(要件を満たす場合に、基本料金に以下の料金が加算されます)

加算項目	金額(1割負担)	適用範囲	内容等
短期集中リハ加算Ⅰ	258 円/日	3 月以内	医師または医師から指示を受けた療法士が集中的に訓練した場合(☆)。
短期集中リハ加算Ⅱ	200 円/日	3 月以内	医師または医師から指示を受けた療法士が集中的に訓練した場合。

認知症短期集中リハ加算Ⅰ	240 円／日	3 月以内 週 3 日限度	認知症であると医師が判断し、リハビリによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対し、退所後生活する居宅等を訪問し生活環境を把握して計画を作成し、集中的なリハビリを行った場合。
認知症短期集中リハ加算Ⅱ	120 円／日	3 月以内 週 3 日限度	認知症であると医師が判断し、リハビリによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対し集中的なリハビリを行った場合。
若年性認知症入所者受入加算	120 円／日	1 日につき	受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別に担当者を定め、対象者に対して、特性やニーズに応じた介護サービスを提供した場合。
在宅復帰在宅療養支援加算Ⅰ	51 円／日	対象月	在宅復帰・在宅療養支援等評価指標が 40 以上となる場合。
在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	51 円／日	対象月	在宅復帰・在宅療養支援等評価指標が 70 以上となる場合。
外泊時費用	362 円／日	月 6 日限度	外泊をした場合。ただし初日及び最終日は算定しない。
外泊時在宅サービス利用費用	800 円／日	月 6 日限度	試行的に退所し、当施設が居宅サービスを提供する場合。
初期加算Ⅰ	60 円／日	30 日以内	空床情報について定期的に公表、医療機関に情報共有している場合、かつ急性期の医療機関の一般病棟入院後 30 日以内に退院され入所した場合。
初期加算Ⅱ	30 円／日	30 日以内	入所日から 30 日間に限り加算される。
退所時栄養情報連携加算	70 円／回	月 1 回限度	管理栄養士が退所先の医療機関等に栄養管理に関する情報を提供した場合。
再入所時栄養連携加算	200 円／回	1 回限り	医療機関からの再入所時に以前と大きく異なる栄養計画を要すると判断した時、双方の管理栄養士が連携し、栄養ケア計画を策定した場合。
入所前後訪問指導加算Ⅰ	450 円／回	1 回限り	入所予定日の 30 日前以内又は入所後 7 日以内に居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合。
入所前後訪問指導加算Ⅱ	480 円／回	1 回限り	上記計画の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合。
栄養マネジメント強化加算	11 円／日	1 日につき	管理栄養士を規定数以上配置し、低栄養リスクが高い入所者に対し多職種が共同して栄養ケア計画を作成し、週 3 回以上の食事観察を行い、調整等を実施。低リスクの入所者の変化も把握し早期に対応を行う場合(☆)
経口移行加算	28 円／日	計画作成から 180 日以内	経管により食事を摂取する方へ経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士による栄養管理及び看護職員による支援を行った場合。加算期間延長あり。
経口維持加算Ⅰ	400 円／月	1 月につき	経口摂取であるが摂食機能障害を有し誤嚥が認められる方に経口維持計画を作成し、医師の指示に基づき管理栄養士が栄養管理を行う場合。
経口維持加算Ⅱ	100 円／月	1 月につき	Ⅰにおいて行う食事の観察、会議に医師、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が加わった場合。
口腔衛生管理加算Ⅰ	90 円／月	1 月につき	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月 2 回以上行い、介護職員への技術的助言・指導等を行っている場合。

口腔衛生管理加算Ⅱ	110 円／月	1 月につき	I の要件に加え、計画の内容等の情報を厚生労働省に提出した場合(☆)。
療養食加算	6 円／回	1 食につき	医師の食事箋に基づき、適切な栄養量及び内容の療養食を提供した場合。
かかりつけ医連携 薬剤調整加算Ⅰイ	140 円／回	1 回限り	退所後生活する居宅を訪問し、入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合。
かかりつけ医連携 薬剤調整加算Ⅰロ	70 円／回	1 回限り	退所後生活する居宅を訪問し、施設において薬剤を評価・調整した場合。
かかりつけ医連携 薬剤調整加算Ⅱ	240 円／回	1 回限り	I イ又はロを算定していて、服薬情報等を厚生労働省に提出、情報活用している場合(☆)。
かかりつけ医連携 薬剤調整加算Ⅲ	100 円／回	1 回限り	Ⅱを算定していて、退所時、内服薬の種類が入所時に比べ1種類以上減少している場合。
緊急時治療管理	518 円／日	月 3 日限度	救命救急医療の必要時、緊急的な治療管理を行った場合。
所定疾患施設療養費Ⅰ	239 円／日	月 7 日限度	肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合。その実施状況を翌年度以降公表している場合。
所定疾患施設療養費Ⅱ	480 円／日	月 10 日限度	I の要件に加えて、施設の医師が感染症対策に関する研修を受講している場合。
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	200 円／日	7 日限り	認知症症状のため在宅生活が困難であり、緊急入所が適当であると医師が判断して入所した場合。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ	53 円／月	1 月につき	リハビリマネジメント計画書加算Ⅱの要件に加え、口腔衛生管理加算Ⅱ及び栄養マネジメント強化加算を算定しており、リハビリテーション計画の内容等の情報、口腔状態及び栄養状態に関する情報を関係職種間で共有している場合(☆)。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ	33 円／月	1 月につき	リハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他必要な情報を活用し、リハビリテーションの提供に当たっている場合(☆)。
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 円／月	1 月につき	褥瘡発生のリスクを入所時に評価した後、少なくとも3月に1回の評価を行い、褥瘡が認められる入所者又はリスクがある入所者の褥瘡ケア計画を作成しそれに基づいたケアを実施している場合(☆)。
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13 円／月	1 月につき	I の要件を満たし、入所時等の評価の結果、褥瘡の認められた入所者の褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡発生リスクがあるとされた入所者に、褥瘡の発生のない場合。
排せつ支援加算Ⅰ	10 円／月	1 月につき	排泄に介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減見込みについて入所時の評価とともに少なくとも3月に1回評価する(☆)。評価に基づき多職種が共同して原因分析し支援計画を作成し、支援を実施する場合。
排せつ支援加算Ⅱ	15 円／月	1 月につき	I の要件を満たし、要介護状態の軽減が見込まれる方について、入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない場合、又はおむつ使用ありから使用なしに改善している場合、又は尿道カテーテルが抜去された場合。

排せつ支援加算Ⅲ	20 円／月	1 月につき	I の要件を満たし、要介護状態の軽減が見込まれる方について、入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない場合、又は尿道カテーテルが抜去された場合、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合。
自立支援促進加算	300 円／月	1 月につき	医師が入所時の医学的評価を行うとともに少なくとも 3 月に 1 回の見直しを行い(☆)、その評価に基づき医師を含む多職種が共同して作成した支援計画に従いケアを実施している場合。
科学的介護推進体制加算 I	40 円／月	1 月につき	ADL、栄養、口腔・嚥下、認知症の状況、心身の状況等についての情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合(☆)。
科学的介護推進体制加算 II	60 円／月	1 月につき	上記 I に疾病や服薬情報等の情報を加えている場合。
安全対策体制加算	20 円／回	1 回限り	外部研修を受けた担当者を配置し、施設内に安全対策部門を設置し、安全対策を実施する体制が整備されている場合。
ターミナルケア加算1	72 円／日	1 日につき	亡くなる日 45～31 日前の間。医師の診断、ターミナルケア計画作成、同意がある場合。
ターミナルケア加算2	160 円／日	1 日につき	亡くなる日 30～4 日前の間。医師の診断、ターミナルケア計画作成、同意がある場合。
ターミナルケア加算3	910 円／日	1 日につき	亡くなる日 3～2 日前。医師の診断、ターミナルケア計画作成、同意がある場合。
ターミナルケア加算4	1,900 円／日	1 日につき	亡くなられた日。医師の診断、ターミナルケア計画作成、同意がある場合。
試行的退所時指導加算	400 円／回	月 1 回限度	試行的退所時に入所者及び家族等に療養上の指導を行った場合。最初の試行的退所から 3 月に限る。
退所時情報提供加算 I	500 円／回	1 回限り	居宅に退所した場合に主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合。
退所時情報提供加算 II	250 円／回	1 回限り	医療機関に入院した場合に心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合。
入退所前連携加算 I	600 円／回	1 回限り	入所前後 30 日以内に居宅介護支援事業者と連携し退所後の居宅サービス等の利用方針を定め、さらに、入所期間 1 月を超える入所者の退所に先立ち、居宅介護支援事業者に必要な情報を提供し、連携して退所後居宅サービス等の調整を行った場合。
入退所前連携加算 II	400 円／回	1 回限り	入所期間 1 月を超える入所者の退所に先立ち、居宅介護支援事業者に必要な情報を提供し、連携して退所後の居宅サービス等の調整を行った場合。
協力医療機関連携加算 1	R7 年 3 月まで 100 円／月 R7 年 4 月以降 50 円／月	1 月につき	要件を満たす協力医療機関との間で、入所者の病歴等の情報を共有する会議を開催している場合。(【協力医療機関の要件】①急変時の相談体制の確保。②施設から求めがあった場合に診療を行う体制の確保。③入院が必要な場合に原則として受け入れる体制の確保。)
協力医療機関連携加算 2	5 円／月	1 月につき	上記以外の協力医療機関との間で、入所者の病歴等の情報を共有する会議を開催している場合。

高齢者施設等 感染対策向上加算Ⅰ	10 円／月	1月につき	下記の要件を満たす場合。 新興感染症の発生時等に協定締結医療機関との連携体制を確保していること。協力医療機関と一般的な感染症発生時等の対応を取り決め、連携し対応していること。院内感染対策に関する研修又は訓練に参加していること。
高齢者施設等 感染対策向上加算Ⅱ	5 円／月	1月につき	3 年に 1 回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合。
新興感染症等施設療養費	240 円／日	月 5 日限度	指定されている感染症に感染した場合に必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で、感染した入所者に介護サービスを行った場合。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 円／月	1月につき	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入しており、生産性向上に資する取組を行い、その効果を示すデータを厚生労働省に提出している場合。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		1月につき	1月あたりの介護保険サービス料金に(Ⅰ)7.5% (Ⅱ)7.1%(Ⅲ)5.4%(Ⅳ)4.4%を乗じた料金

☆印は、評価結果や計画等の情報を厚生労働省に提出し、支援の実施に当たって、当該情報その他支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していることが要件です。

(3) その他の利用料

利用料項目	金額等	利用料項目	金額等
特別な室料	2,300 円／日	洗濯代(月額)	9,900 円／月
日常生活品費 ※2	80 円／日	洗濯代(日割)	320 円／日
理美容代(美容師さんへお支払いしています)	実費(1,000 円)	臨時洗濯代	120 円／回

※2 日常生活品費は、施設で用意する石鹸、シャンプーの費用です。

(4) 支払い方法

利用料、その他の費用の請求方法等	毎月 10 日に、前月分の請求書を発行しますので、当月中にお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。
お支払方法	①窓口でのお支払い ②指定口座への振込 ③口座振替

(参考) 利用者負担段階

負担段階	所得状況		預貯金等の資産状況
第1段階	生活保護を受給している方等		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
	世帯全員が住民税非課税	老齢福祉年金受給者	
本人の公的年金年収入額 + その他の合計所得金額が80万円以下		単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	
本人の公的年金年収入額 + その他の合計所得金額が80万円超～120万円以下		単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	
本人の公的年金年収入額 + その他の合計所得金額が120万円超		単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	
第2段階			
第3段階①			
第3段階②			

<別紙3>

個人情報の利用目的

(平成20年8月1日現在)

老人保健施設ふれんずでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供